

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 13 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐
厚生労働省老健局総務課長補佐

高齢者、障害者等の要援護者施設における避難所に対する支援について

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等要援護者については、社会福祉施設等での積極的な受け入れをお願いしているところですが、受け入れている社会福祉施設から食料品等の不足の情報が入ってきましたので以下の点についてご留意いただきご支援をお願いします。

また、要援護者を受け入れている社会福祉施設等におかれては、市町村と連絡体制を構築し、要援護者等の避難生活の引き続きの支援をお願いします。

1. 社会福祉施設等を避難所として要援護者を受け入れている施設においては、食料品等の備蓄を活用して要援護者の支援を行うようお願いします。なお、長期の避難生活が予想されることから、備蓄物品等では間に合わない場合も予想されるため、各自治体におかれては、食料品、飲料水、衛生用品等必要な物品等の支援をお願いします。
2. デイサービスなどの通所施設やグループホーム等の小規模な施設を活用して避難所として受け入れている事業所については、食料品、飲料水、衛生用品等の備蓄が少ないことが予想され、数日分の食料等しかまかなえないなどの状況が見込まれます。各自治体におかれては、その状況を把握し、避難所と同様、必要な食料品等の支援をお願いします。また、周辺の備蓄のある社会福祉施設等からも食料品等の支援の協力を行っていただくようお願いします。